

原発事故 国の責任認めず

最高裁、避難者訴訟で初判断

対策命じてても「防げず」

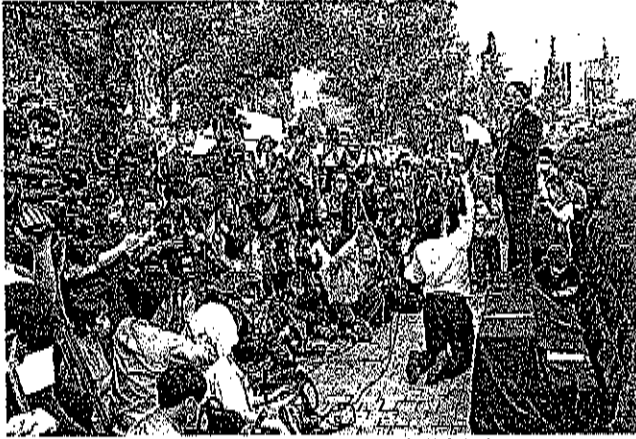
東京電力福島第一原発事故で被害を受けた住民らが国に損害賠償を求めた4件の集団訴訟で、最高裁第1小法廷（菅野博之蔵判長）は17日、国の責任を認めない判決を言い渡した。「現実の地震・津波は想定よりはるかに大規模で、防潮堤を設置させても事故は防げなかった」と判断した。裁判官4人のうち3人の多数意見で、1人は国の責任を認める反対意見を述べた。

原発政策は「国民管理」で進められてきたが、賠償義務は従来通り東電だけが負うことになる。後続の同種訴訟でも国の責任は否定されていくと見られる。

菅野裁判長、菅野新一裁判官、岡村和義裁判官による多数意見は、福島第一原発の事故以前の津波対策は防潮堤の設置が基本だった。国の地震予測「長期評価」に基づく東電の津波予測には合理性があったが、実際の地震・津波は長期評価に基づく想定よりはるかに大規模だった。国が長期評価を前提に東電に防潮堤を設置させても事故は避けられなかった。

判決決着字

福島第一原発の事故以前の津波対策は防潮堤の設置が基本だった。国の地震予測「長期評価」に基づく東電の津波予測には合理性があったが、実際の地震・津波は長期評価に基づく想定よりはるかに大規模だった。国が長期評価を前提に東電に防潮堤を設置させても事故は避けられなかった。



最高裁前で、判決について説明する馬奈木敏太郎弁護士（左）の周りに多くの原告らと報道陣が集まった。17日午後3時24分、東京都千代田区、井手さゆり撮影

2面「想定外免責」
10面「社説」
29面「判決要旨」
30・31面「原告の思い」

に国が公認した地震予測「長期評価」に基づき、東電が88年に計算した

解説 不作為のそしり免れない

対策を取ったとしても事故は防げなかった、だから国に責任はない。東京電力福島第一原発事故をめぐる最高裁判決は、このように述べている。

原発は国策で推進されてきた。事故の被害は取り返しがつかないからこそ、国に責任はない。東電が専門性を踏まえて最善を尽くすことが期待されてきた。「深刻な災害が来たら」にも起らないように「1000年の四角力」で国が責任を認めざるを得ない。1000年の四角力で国が責任を認めざるを得ない。1000年の四角力で国が責任を認めざるを得ない。

至る可能性があることも議論されてきた。にもかかわらず、東電も国も動きが鈍いままだった。事故の結果の大きさを考えると、「規制当局に期待された」という控訴審判決の指摘はなお重い。今回の最高裁判決は、この点に鋭く突いた。しかし、その「万が一」が起きてしまった。2002年の予測公表から9年近くの間があり、津波が弱点である「万が一」が起った。

もしもない。不作為のそしりは免れない。岸田政権が閣議決定した骨太の方針には、原発の最大限活用が盛り込まれた。安全最優先をうたったものの、原子力規制委員会は審査を済ませた原発でもリスクは強くと明言している。事故は、対策の落とし穴を突いて起るものだ。事故が起きても国は責任を取らない。その事実を踏まえたうえで、原発活用の是非は議論されるべきだろう。

最大15・7月の津波予測は「合理性を有する試算と指摘。国が東電に対策を命じた場合」に試算された津波に「対応する防潮堤が設置されたと考えられる」とした。

一方で現実には発生した地震や津波は長期評価の想定よりも「はるかに大規模」で、仮に防潮堤を設置させていても「海水の浸入を防げず、実際の事故と同じ事故が起きた可能性が相当にある」と判断。国が規制権限を行使しても事故は防げず、国家賠償法上の違法性はないと結論づけた。

原告側は事故の防止策として、防潮堤に加え重要設備の浸水対策も検討すべきだと主張。国は東電と連携して賠償義務を負うべきだと主張した。東電と国を訴えた集団訴訟は全国で82件あり、約1万2千人が計約1100億円の賠償を請求している。最高裁は、先行した福島、群馬、千葉、愛媛の4訴訟について判断。東電に對しては3月に約3700人に計約14億6千万円の賠償を確定させた。この日は、高裁段階で結論が割れた国の責任について初の統一判断を示した。判決後、菅野博之蔵判長は会見で「引き継ぎ被災された方々に寄り添い、福島復興再生に全力で取り組む」と述べた。

（編集委員・佐々木義典）